

骨太の方針2025を踏まえ、いわゆる「谷間世代」を中心とする若手・中堅法曹を支援する基金制度の早期実現を求める会長声明

1 法曹は、法の支配を実現し国民の権利を守るために重要な社会インフラである。そして、国は、その法曹を国の責任で養成するために、1947（昭和22）年から現行の司法修習制度を発足させ、司法修習生に対し、国費による給費を与えながら、多くの司法修習生を養成してきた。

しかしながら、この司法修習生に対する給費制度は、2011（平成23）年に廃止され、新第65期以降の司法修習生は、国から修習費用の貸与を受けなければならず（いわゆる「貸与制」）、無給での司法修習を強いられることとなった。

この貸与制に対しては、多くの批判の声が上がり、2017（平成29）年に第71期司法修習生に対する修習給付金制度が創設された。

もっとも、貸与制のもとで司法修習を受けた新第65期から第70期までの世代（いわゆる「谷間世代」）に対しては、何らの是正措置がとられず、現在も谷間世代においては不公正・不平等な状態が継続している。

2 当会は、この不公正・不平等な問題を解決すべく、会費減額等の支援をはじめとし、日本弁護士連合会、各弁護士会連合会、全国の弁護士会と力を合わせ、活動してきた。その結果、この問題の解決に賛同する国會議員のメッセージの数は、391通に達した（2025（令和7）年5月23日時点）。このメッセージは、この問題を解決すべきだという国民の声そのものである。

また、この問題は、司法の場でも言及され、名古屋高等裁判所2019（令和元）年5月30日控訴審判決の中では、「従前の司法修習制度の下で給費制が果たした役割の重要性及び司法修習生に対する経済的支援の必要性については、決して軽視されてはならない（中略）例えば谷間世代の者に対しても一律に何らかの給付をするなどの事後的救済措置を行うことは、立法政策として十分考慮に値するのではな

いかと感じられるが、そのためには、相当の財政的負担が必要となり、これに対する国民的理解も得なければならないところであるから、その判断は立法府に委ねざるを得ない。」とされている。

3 このような状況下で、日本弁護士連合会は、谷間世代への直接の給付ではないものの、その世代間の不公平・不平等を是正するために、谷間世代の活動を幅広く支援する内容の基金制度の創設を提案した。

そして、本年6月、政府の「経済財政運営と改革の基本方針2025」（いわゆる「骨太の方針」）には、骨太の方針2024に継いで「法曹人材の確保等の人的・物的基盤の整備を進める」ことが記載され、さらにその注釈においては、「法教育の推進、公益的活動を担う若手・中堅法曹の活動領域の拡大に向けた必要な支援の検討を含む」ことが明記された。

4 現在、谷間世代は、約1.1万人にのぼり、全法曹の約4分の1を占める。

当会でも、谷間世代の弁護士は、社会的弱者の救済をはじめ、いじめ問題などの社会的意義を有する問題への取組、司法アクセスが難しい地域への司法サービスの提供などの権利擁護の実現に努め、様々な公益的な場にて活躍している。

谷間世代の不公平・不平等を修復し、世代問わずすべての法曹が公費により養成され、十分に力を発揮することは、この国の司法の力をより強固なものにするだけでなく、この国の司法制度を利用するすべての人の利益となるものである。

5 当会は、日本弁護士連合会、全国の弁護士会、各弁護士会連合会とも力をあわせ引き続き谷間世代問題の解決に向けて一層の尽力を重ねる決意であるが、政府、国会、裁判所などの関係機関におかれでは、骨太の方針2025及び日本弁護士連合会が提案する基金制度の目的に即して、その早期の実現に向けて必要な措置を講じていただくよう強く求める。

以上

令和7年10月9日
旭川弁護士会 会長 佐藤真吾

